

京都市醍醐交流会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年 〇 月 〇 / 日

京都市長 榎本 頼兼

京都市規則第/〇〇号

京都市醍醐交流会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市醍醐交流会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「者」を「もの」に改め、「の各号」を削る。

第6条及び第7条中「者」を「もの」に改める。

別表舞台設備の項中

1,320 円	1,650 円
330	450
330	450
110	150
660	800

を に、

長	机	1 脚	220	を
い	す		110	

長	机	1 脚	250	に改め、同		
い	す		150			
金	び	よ	う	ぶ	1 双	2,000

表音響設備の項中	「	1,430	「	1,750	に改め、同表ビデオプロジ
		2,860		3,500	
		1,430		1,750	
		1,430		1,750	
		660	を	800	
		660		800	
		660		800	
		3,300		4,000	
		3,300		4,000	
		1,100		1,300	
		」	」		

エクターの項を次のように改める。

映写設備	ス	ク	リ	ー	ン	1張り	2,500
	スライドプロジェクター					1台	1,600
	ビデオプロジェクター						1,500

別表照明設備の項中「1,100」を「1,300」に、「5,500」を「6,600」に改め、同表ピアノの項中「5,000」を「6,000」に改め、同表シャワー設備の項中「1,100」を「1,300」に改め、同表展示パネルの項中「110」を「150」に改め、同表茶道具の項中「3,310」を「3,350」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。